

## 第四章 近代・現代の芦屋

### (一) 明治維新と芦屋地方

**地方制度の变革と芦屋地方** 慶応三年（一八六七）一月九日、「王政復古」の大号令が発せられて維新政府が成立した。翌四年（明治元年）正月、鳥羽伏見の戦について、六日には前將軍徳川慶喜が大阪より海路東走し、一日には備前岡山藩の家老日置帯刀・藩士森下立太郎が一隊の兵を率いて上洛の途、神戸において英人を殺傷した。いわゆる神戸事件が発生するなど、世情なお騒然たるその二二日、兵庫鎮台が設置せられ、参与外国事務取調掛東久世通禧がその総督に任ぜられた。兵庫鎮台は、兵庫・神戸およびその附近の旧幕府直轄地の政務を掌つたが、さらに二月二日には兵庫裁判所と改称され、摂津・播磨・河内三国の旧天領の一部を管した。その総督には引続き通禧が任ぜられ、属僚には岩下佐治右衛門・寺島陶蔵・伊藤俊輔（博文）らがあつた。ここに現芦屋市域内の旧打出村・芦屋村の旧天領はその管下に収められたのである。ついで五月二三日附太政官達により、一万石以下の領地を府県の支配に属せしめ、旧徳川麾下采地・旧堂上家領等は府県の支配とせられた。かくて兵庫裁判所は廃止され、兵庫県が置かれて、伊藤俊輔が初代知事に任ぜられた。兵庫県の管轄地は兵庫裁判所の管轄地のうち武庫郡以西の区域で、打出村・芦屋村は兵庫県の管轄となった。

明治二年六月一七日、朝廷は版籍奉還の請を聴し、知藩事をおいた。二〇日、尼崎藩主桜井（松平）忠興は尼崎知藩事となり、府藩県三治制のもと、尼崎藩がおかれた。三条村・津知村はすなわちその管地であった。ついで四年七月一四日の廃藩置県布告により、尼崎藩は尼崎県と改称され、旧藩主桜井忠興の知藩事を廃した。

この年、全国府県の廃合大改正が企てられ一月二〇日附太政官布告により、第二次の兵庫県がおかれ、尼崎県は廃された。新しい兵庫県は摂津国川辺郡・武庫郡・菟原郡・八部郡・有馬郡の五郡一円を管轄することになったが、越えて五年一月、兵庫県は管地の区画を五〇区に改定し、各区に戸長をおいた。打出・芦屋・三条・津知の各村は第一七区（戸長白井幸次）に属した。ついで八月二日、兵庫県はさらに区画を改定し、管下川辺郡以西五郡を一九区に分け、各区に区長一名をおいた。打出・芦屋・三条・津知の各村は、郡家・住吉・野崎・岡本・田中・横屋・魚崎・西青木・東青木・田辺・北畑・小路・中野・深江・森の諸村とともに第六区（区長川端新治郎）に属することとなった。このような目まぐるしい改編をへて、行政区画はしばらく安定をみるにいたった。

**庄屋から戸長へ**

江戸時代においては、天領の打出村・芦屋村、尼崎領の三条村・津知村ともに、それぞれ庄

代官	大庄屋	庄屋	村名	所領
齋藤 六蔵	猿丸 又左エ門 <small>(菅屋村)</small>	天野 小平次 猿丸 又左エ門	打出村 芦屋村	天領
	平野 潤治 <small>(郡家村)</small>	左 八郎兵衛 古籾 五一郎	三条村 津知村	尼領

屋・年寄・百姓代のいわゆる地方三役の村役人があつて一般行政事務を掌り、村落自治の中心をなしていた。その上には天領・尼崎領とも十数村を管轄する大庄屋があ

り、さらに代官の支配をうけていた。いま幕末における代官・大庄屋・庄屋および所管村名を表記すると前頁の通りである。

維新以来の行政区画の変革にともなって、このような村役人の機構もしだいに変わってきた。尼崎藩では、廃藩置県布告の寸前、すなわち四年七月八日附布令で、大庄屋を何組何箇村取締里正、庄屋を里正、年寄を村吏と改称し、この名称はこの年一月二〇日尼崎県廃止まで使用した。全国府県の廃合大改正により第二次の兵庫県がおかれて尼崎県が廃され、打出・芦屋・三条・津知村はいずれも兵庫県の管下に入ったが、翌五年六月、兵庫県は村役人の大庄屋・庄屋（名主）・年寄を廃止し、庄屋を戸長、年寄を副戸長と改称した（副戸長はのち二一年八月二五日廃止された）。

これにともない、芦屋村では庄屋猿丸又左エ門は辞職してその子又之介が戸長となり、井床利平次・久保平兵衛が副戸長となった。九年猿丸又之介が辞任するに及び久保平兵衛がかわって戸長となった。打出村では、はじめ西田治郎左衛門が戸長となったが、のち天野小平次・助野庄兵衛・久保平兵衛らが相継いで戸長を勤めた。三条村では、増谷茂兵衛が戸長に任ぜられ、小橋喜平次が副戸長であった。津知村では、古藪五一郎が庄屋より引続いて戸長となり、のち塚本重三郎がかわった。

このようにして二百数十年間も続いた庄屋・年寄制は廃止され、新しい戸長・副戸長制の成立をみたのである。もちろん、戸長・副戸長は村民の中から選ばれ、實際上従来の村役人家筋の人々がこれに当たったので、人的には大きな変革はなかったが、以上のような過程をへて、かれらや村の性格は一変することになった。江戸時代の村

は自然的村落として協同体的なつながりがきわめて強く、年貢の割賦・納入や用水問題などでも法人的性格をもつて処理し、村役人は領主権力の末端ではあつても、協同体の内面的な代表者という性格が強かつた。しかし新編制によつては、村は近代的統一国家の地方行政単位にすぎなくなり、戸長らは政府の行政機構の中に強く組み入れられることとなつたのである。

**封建的身分制度の改革と壬申戸籍** 版籍奉還と廢藩置縣によつて、封建的な政治体制は形式上その姿を消したが、政府はなお封建的な社会組織の改革にも着手し、まず複雑な身分制度の整理一新をはかつた。明治二年には、公卿と大名を華族とし、武士を士族と卒にまとめ、農工商に従事するものをすべて平民とした。さらに四年には賤民の称を廢止して平民に編入し、五年には卒を廢して士族または平民にしたから、複雑な身分制度は華士・平民の三種に整理された。この地域の村民は、ほとんどが農民で、商業その他に従事するものがわずかにすぎなかつたから、いづれも新しい身分は平民であつた。また政府は、身分にともなう実質的な差別の弊風をもつぎつぎに改めていった。三年には平民にも苗字を許し、四年には散髪廢刀や、平民の袴・京袴・割羽織着用、華士族と平民との結婚、あるいは職業選択の自由が許可された。またキシタン禁制の高札が撤廢され、従来戸籍の機能をもつようになっていた宗門改帳も廢止された。このような情勢を背景として、五年すなわち壬申の年に、新政府ははじめて全国にわたつて戸籍を作製した。それは全国の戸口を調査して人民を適確に掌握するといふ行政目的とともに、当時なお不穩な形勢にあつた脱籍浮浪人の取締という警察目的を有していた。またこの戸籍は、形式的にも内容的にも宗門改帳の系譜をひいており、その中央集權的な全国的統一をおこなつたものとい

第17表 壬申戸籍による統計表

		芦屋村	三條村	津知村	
戸 数	戸	234 <small>内23不</small>	34	22	
	内家持	156	32	22	
	借家	74	2	0	
	社	2	0	1	
	寺	2	1	0	
身 分 と 人 員	華族・士族・卒・旧神官・尼…なし				
	僧	1	1	0	
	同家族	0	女 3	0	
	平民	男女	178	34	19
			10	0	3
	同家族計		653	117	102
	内	男女	254	36	42
			399	81	58
	人員総計		842	155	119
	内	男女	433	71	61
		409	84	58	
職 業	農	120	33	22	
	商	5	0	0	
	雜 <small>(日渡 雇世)</small>	76	0	0	
	廻方役	1	1	0	
	社	1	0	1	
	寺	1	1	0	
	その他、芦屋村のみ医師1, 鬘結職2, 工2, 石工1, および村務扱所1, 水車納家17, 業通納家1等あり				

備考 本表の数値にはなお検討を要するものが少くない。本文参照のこと。

は、芦屋村の場合を含めていずれも、五年当時のものと考えられるものを選び出していま計算したもので、中には判別が苦しいものも少なく、従って厳密な数字ではない。このように不備が多いが、

うことができるが、実に近代的戸籍の最初のものであった。

現在、芦屋市役所には、明治五壬申年五月に作製された芦屋村・三條村・津知村の戸籍が保管されている。いまこれによって当時の戸数・身分と人員・職業を表記してみよう。ただこの戸籍簿はいずれも、当時またはのちの貼紙訂正が多数にあつて、厳密な数字を算定するのにはなほだ困難な状態にある。そこで戸数・身分と人員に関する数字は、それぞれの巻末に集計して記載されているもので、もとのものと考えられるものを選び、たとえ計算が合わなくともそのままに掲載した。芦屋村の場合だけは七年一月の数字と考えられる。

この表で当時の状態をほぼとらえることができるであろう。

### 地租改正

政府はその発足当時から財政難に苦しんできたが、廃藩置県後、經常収入の八割以上を占める地租を改正・統一して財政的基礎を固めようとした。旧藩時代の地租は各藩それぞれに異なつて極めて複雑な様相を呈していたので、政府はまず改革の第一歩として地租の統一的金納化につとめるとともに、五年二月には田畑永代売買の禁を解き、土地の売買・譲渡の際には地券を交付することとし、さらに同七月には土地の所有者にはすべて地券を交付することに定めた。地券というのは政府が発行した土地私有の権利を保証・証明する証券で、土地所有者・地目・反別・地価などが記載されている。ついで翌六年六月には田畑石高の制を廃し、すべて反別をもつて換用すべきこととし、かくて地租改正の氣運が熟すると、同七月地租改正条令を公布して実施に移つた。その要旨は、地券に記した地価の三%（のち二・五%）に當る国税を貨幣形態で地券の被交付者に課することであつた。すなわち、課税標準は従来の收穫高から地価にかわり、現物納は廢されて一律に金納となり、納税者は土地耕作者から土地所有者に移つたのである。なおほかに地租の三分の一を村税として附加することとした。これによつて政府は年々一定額の金納地租を確保することができ、財政は安定した基礎の上に立つこととなつたが、この地租は旧来の歳入を減じないことを前提としたから、部分的に増減はあつても、全体としては農民の負担は決して軽くならなかつた。しかも納税者は實際の耕作者というのではなく、名儀上のものであつてもその所有者であることになつたので、そこになお幾多の矛盾を存したのであつた。

地租改正は、その全国にわたる調査がなかなか困難であつたので、前後約七年を要してようやく完成したが、

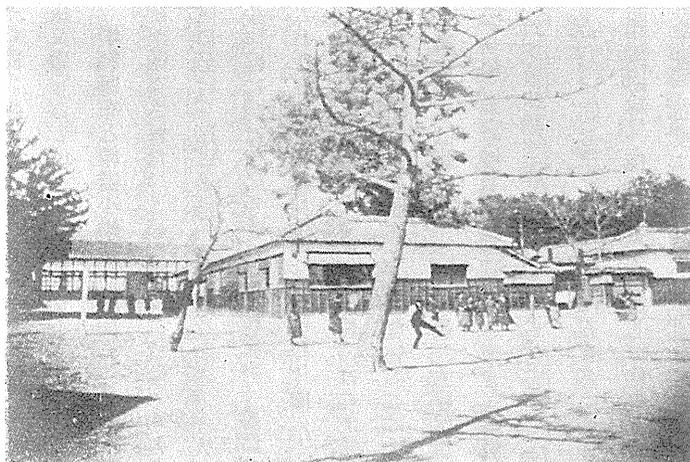
その間当地方でも細密な調査がおこなわれ、改正が実施された。「明治七年三条村字一筆限地図帳」（増谷茂兵衛氏文書）などは、これに関係して作成された文書にほかならない。

### 学制頒布と精道小学校

明治五年八月、「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期」して学制が頒布された。この学制はフランスの制度を基本とし、アメリカの教育思想を加味したもので、全国を八大区に分け、区ごとに一大学校をおき、一大学区を三二中学区に分け、区ごとに中学校をおき、一中学区を二一〇小学区に分け、区ごとに小学校をおく整然たる体系のものであったが、その主眼目は小学校義務教育制にあった。これより先、芦屋村では幕末弘化年間（二八四四―七）、京都の人佐竹某が東芦屋に、多中某が西芦屋に、青山友松軒が山芦屋に、また打出村ではのち天津某が同村に、おのの寺子屋を開いて村内の子弟を教育したと伝えられるが、学制の頒布にともないここに小学校の設置をみるにいたった。

すなわち同年九月一〇日、第三大学区第二三中学区第六区菟原郡芦屋小学校が西芦屋安楽寺を仮教場として開校した。その授業内容は読み・書き・珠算で、修業年限は上等科四年・下等科四年とし、一級より八級までに分けて半年ごと（五月・十一月）に試験を行い進級する制であった。当時職員の数三名で、児童数は三二名であったが、同七年には児童数は五五名に増加し、教場狭隘を告げたため、西芦屋字開森一六三番地、現在の開森橋西詰に校舎一棟三教室を新築して移転した。一方、打出村でも同様に打出小学校が親王寺庫裡を仮校舎として開設され、同校はのち校舎を妙福寺本堂・天神社社務所等に移した。

明治五年の学制は、全国画一の計画で、地方の実情を顧みなかった弊があったので、同一二年にいたって、学



第21図 明治19年9月精道小学校開校当時の校舎  
左後方の校舎は後の増築——大正4年写（西南方より見る）

区制を廃し、小学校の設立経営を町村の自由裁量に委ね、義務教育の年限を一六か月以上とすることに改められたが、なおあまりに自由主義的色彩が強いとして、翌一三年府県知事をしてその設立・廃止を監督せしめ、義務教育を三か年に延長することとなった。これにともない同年一二月、芦屋小学校・打出小学校では、修業年限を初等科三年・中等科三年と改め、半年学級を一年学級とし、珠算・算術・読方・習字の授業をおこなった。

明治一九年、わが国の学制は近代国家主義に基く一大改革が加えられ、帝国大学令・中学校令・師範学校令・小学校令が公布されて、その根本大綱が定まるにいたった。小学校はこのとき、高等・尋常の二等にわけられ、八か年の教育期間中、最初の四か年が義務教育期間と定められた。かくて芦屋小学校は、菟原郡第九学区精道小学校と改称し、打出小学校・同西村分校・深江小学校を分校として、新発足することとなった。精道の名は西宮の漢学者豊田政苗の撰によるという。同年九月一〇日、精道小学校は木造平屋建校舎七教室を

芦屋樋口新田七三二の一に新築移転し開校式をおこたつた。修業年限は簡易科三年、尋常科四年となり、修身・珠算・算術・読方・体操の授業がおこなわれた。当時、職員数四名、児童数一四〇名に及んだ。いうまでもなく、これが今日の精道小学校のはじまりである。

### 郡区町村編成法の実施

これより先、明治一一年七月二二日附太政官布告第一七号によつて郡区町村編成法が公布され、若干の準備期間をおいて実施せられた。まず兵庫県は、すでに九年八月二一日、豊岡県より旧丹波国多紀・水上両郡と但馬国、名東郡（高知）より淡路国、および飾磨県を編入して県域を拡大し、現在のような兵庫県が成立していたが、これを一区（神戸区）・二三郡に区画することになった。郡は久しく地方の名称と化していたが、ここに純然たる行政区画として再び設けられるに至つた。「郡長ハ事ヲ府知事県令ニ受ケ法律命令ヲ郡内ニ施行」することを任務とするもので、国政委任事務遂行の便宜上から設置されたのである。かくて一二年一月八日県布達甲第一号をもつて菟原郡役所が住吉村におかれ、打出・芦屋・三条・津知各村はその管下に入った。初代菟原郡長には松本織之助が同月九日任官した。

ついで翌一三年一二月八日附県布達甲第一八四号を以て、菟原郡役所と武庫郡役所を合併して武庫菟原郡役所と称し、庁舎を西宮町においた。同日武庫郡長兼菟原郡長渡辺徹が武庫菟原郡長に任ぜられた。

これより先、県布達甲第八四号により、兵庫県は本則として数町村を連合して戸長をおく聯合町村戸長制を布き、一三年七月一日よりこれを実施した。芦屋村・三条村・津知村は深江村・森村と五か村連合して第九戸長役場を深江村におき、打出村は単独で打出村戸長役場をおいた。ところが、翌一四年一二月、県布達甲第九一号に

より、聯合町村戸長制と単独毎町村戸長制とを混ざれることを本則とすることに改まり、芦屋村・三条村・津知村は独立行政事務を実施した。この時芦屋村戸長役場は西芦屋字開森に設置された。

一六年六月一日附県布達丙第一四号により、再び聯合町村戸長制を本則とすることに復し、戸長役場管理区域を改めて七月一日より実施した。深江組戸長役場は深江村・芦屋村・三条村・津知村を管理区域として深江村におかれ、打出組戸長役場は打出村単独で設けられた。打出村が一村を以て戸長役場を設けたのは例外例である。戸長役場の称呼は、翌一七年九月八日附県布達第八四号により、従来の組名を廢し役場所在の町村名を冠し外河箇町村戸長役場と改称せられることとなり、一〇月一日より、深江組戸長役場は深江村外三箇村戸長役場、打出組戸長役場は打出村戸長役場と改称した。

**明治一六年度の村々概況** 明治維新から約二〇年の間は、新政府も地方制度を根本的に検討し確立する余裕がなく、以上のように行政区画の改編がいたずらにくりかえされ、村民たちは全くその応接にいとまないほどであったが、しかし一七一年ごろから、地方制度の確立が強く要望され、やがて二一年四月の市町村制の公布をみるにいたるのである。いま、このような過程の間にあって、一六年度の、つまり深江組戸長役場時代の芦屋村・三条村、津知村の概況をみてみよう（打出組は同年の記録がないので省略する）。

芦屋村の疆域は、東は打出村字大溝川を以て界し、西は深江・津知および三条村の耕地に接し、北は六甲山の頂嶺を限り、南は海岸を以て限る。その地勢は概別すれば、北部は連山重畳し、東西の両部は土地高低概ね田圃で、最南は海に面し、中央以北は人家集合して楕円形の一村をなしている。その南方には国道第一等道路（西国

（街道）が横通し、鉄道線路は東西に貫通し（明治七年開通、芦屋駅はまだない―二三六頁参照）、さらに里道第一等の芦屋街道が村の中央を貫通して、陸運の便にはすぐれているが、海上漕輪の便にいたつてはまだ開けていない。本村中央を貫いて南流する芦屋川は、延長二〇町、最深三間、最浅一尺、最広八〇間三尺、最狭一〇間四尺、平時はただ細流であるが、霖雨にたちまち大流をみる状態で、その橋は西国街道に永保橋（石造、長二四間、巾一丈）、それより北に開森橋（木造、長九間、巾八尺）、瓦器橋（木造、長八間、巾八尺）の三橋がある。

三条村の疆域は、東は芦屋村の山岳および耕地に接し、西は森村に界し、北は九か村共有山を限り、南は津知村に疆している。その地勢を概別すれば、西北部は山を負い、以東南は土地高低概ね田圃で、中央の東辺に人家が集合している。鉄道線路が南方を東西に貫通し、里道は直線の津知街道・森街道の二条があり、ともに人家の中間に連続して南は津知村に通じ、西は森村に達しているので、陸路運輸の便には遺憾ない。

津知村の疆域は、東は芦屋村の耕地および深江村の溜池に境し、西は森村および深江村の耕地に接し、南は深江村、北は森村および三条村の田圃に疆している。飛地として本村の南方深江村の内に三か所散在（反別計四反七畝一四歩）している。地勢を概別すれば、土地平坦、山脈を帯びず、人家は中央に集合し、四方は各田圃で、数村をこえて北部にそびえる六甲山脈の一帶を遙望する。里道第一等道路（旧西国街道）が本村の中央やや以北を横通し、陸路運輸は便宜の地である。

これら各村の戸数・人口を一括して表示すると第一八表のごとくである。なお牛馬については、馬は各村ともなく、牛は芦屋村に牝二・牝五三、計五五、三条村に牝二〇、津知村に牝八を数えることができる。また舟車は

第18表 明治16年度芦屋・三条・津知村  
戸数人口表

		芦屋村	三条村	津知村
戸 数	本籍	士族 平民 245	41	20
	寄留	士族 平民 0	0	0
	社	村社 小社 1	2	1
	寺	浄土 1	真宗 1	0
	総計	* 253	44	21
人 口	本籍男	士族 平民 515	81	57
	女	士族 平民 0	95	46
	寄留男	平民 2	0	0
	寄留女	3	0	0
	総計	1057	176	103

\* ほかに他出寄留平民2戸あり

三条・津知両村ともこれを有しないが、芦屋村では日本形船五〇石以上荷船一、漁船九、計一〇、および牛車二九、荷車小三のほか、人力車二人乗三が存するの  
が注意せられる。

民業は各村ともやはりほとんどが農業に従事しており、  
ただ芦屋村で農商兼帯のもの  
若干、漁業一、工作一五、そ  
の他、三条村で旅鬻一、農薪  
炭一、製造・力役三、津知村

で農商兼業一戸が数えられるにすぎない。従つて主な物産は第一九表のごとくである。  
芦屋村の地質は、その色黒、質は美悪混り砂土燥湿、肥脊半々であつて、早稲ことに中  
稲に適し、麦類はなかでも小麦および裸麦に最も適する。三条村の地質は、その色黒、  
質は砂土、所としては肥沃で、晩稲に宜しく、麦類はとくに裸麦に最も適する。津知村  
の地質は、その色黒、質は砂土で肥脊半々、中稲に宜しく、麦類は裸麦・大麦ともに適  
する。いずれも桑・茶には適さない。下表のほかの農産物として蔬菜果実があるが地味

第19表 明治16年度芦屋・三条・津知村物産表

	米	麦	綿	素 纒	諸 魚
芦屋村	1063石 945	453石	13050貫	11000貫	880円
三条村	354 64	78		1000	
津知村	84	10			
計	1502石 535	544石	13050貫	12000貫	880円

第20表 明治16年芦屋・三条・津知村耕地宅地表

		筆数	反 別			地 価	
芦屋村	耕地	田	778	49	1	反0畝3歩	40925円 852
		畑	696	55	1	8 24	13263 126
		荒地	3			9 24	63 445
	計	1477	104	3	8 21	54252 423	
宅地	220	9	9	1 18	7326 136		
三条村	耕地	田	331	15	3	1 0	14353 251
		畑	108	2	1	3 6	899 599
		計	439	17	4	4 6	15252 850
	宅地	36	1	2	9 15	956 488	
津知村	耕地	田	108	7	1	5 12	5927 092
		畑	2			7 12	31 215
		計	110	7	2	2 24	5958 307
	宅地	24	9	3	3	687 629	

第21表 明治16年芦屋・三条・津知村租税表

		芦屋村	三条村	津知村
国税	地租	1546円 463	411円 967	62円 941
	船舶税	2 150	0	0
	車馬税	37 500	0	0
	牛馬売許免	1 000	0	0
計	1587 113	411 967	62 941	
地方税	地戸	317 730	81 569	42 132
	割割	108 000	16 000	8 000
	数業	70 800	9 000	1 000
	種種	142 300	0	0
	計	638 830	106 569	51 132

不適で蕃殖せず、芦屋村でようやく一村の消耗をみたし、ややもすると他よりの輸入を仰がねばならぬという状態で、三条・津知村はいずれも一村の供給にも足りない。なお芦屋村の物産の過半は西宮町に輸出するが、ことに芦屋・三条の素麺はこのころ全盛期で、西宮町を継いで京阪地方へ輸出されている。ちなみにこの地方では一年一月摂州灘素麺営業組合が組織され、品質の改良、販路の拡張につとめ、さらに三四年一月には神戸市・武庫郡を地区とする摂州灘素麺製造同業組合が設立され、四〇年ごろより機械製麺もはじまったが、製麺業は衰頹

の一途をたどっていった。

次に各村の耕地・宅地表（第二〇表）および租税表（第二一表）を掲げておく。国税のうち鉱山税、酒造税、醬麴営業税、煙草税、証券印紙税、郵便税、訴訟罰紙税、会社税、度量衡税、版權免許税、海外旅行券其他免許手数料は各村ともないことを附記しておく。

## (二) 精道村の成立と発展

### (1) 精道村の成立

**市・町村制の実施と精道村の成立** 明治三二年（一八八九）は、大日本帝国憲法が發布された（二月一日）歴史的な年であったが、また市・町村制が実施され、精道村が成立した記念すべき年でもあった。もともと維新以来府県市町村という地方団体は、一方では国の行政区画として、他方では地方自治団体として二重の性格を担って、種々改変をとげてきたが、なかでも町村は、一一年七月の郡区町村編成法で国の行政区画たることが明確にせられ、ついで一三年四月の区町村会法公布によって広い自治活動が認められたのであったが、一七年五月の区町村会法改正以後は上級機関の統制が強化され、しだいに自治を制限される方向にあった。ところで、近代国家としての憲法の制定とならんで、地方制度の根本的な整備が強く要望されてき、ついに二一年四月二五日、市制および町村制が公布され、翌二二年四月一日より実施されることとなった。これにより市町村は立法・行政について制度的に整備され、法人格・条例制定権も法認されて地方自治団体たることが明瞭にせられたが、その反面

では中央の政治的意志からはいささかも逸脱を許されず、たえず政治的・財政的に中央の制約をうけざるをえない機構とせられた。かくて二二年四月一日、町村制が実施されると、戸長・戸長役場を廃して村長・村役場をおくこととなり、深江村外三箇村戸長役場・打出村戸長役場は解散し、深江村は本庄村へ属し、ここに芦屋村・津知村・三条村および打出村を合併して精道村の成立をみたのである。精道村名は精道小学校名をとって命名したものである。精道村役場はこのとき芦屋字樋口新田一九一五番地（現在の精道小学校敷地内）に設けられた。

村長は村会が選任するのであったから、まず村会議員が選挙された。この選挙に参加できるものは「公民」に限られていた。すなわち、二五才以上の男子で一戸を構え、二年以上その村に住み、地租を納めるか、直接国税年額二円以上を納めるものに制限されていた。しかも、この選挙では、選挙人を二つの級に分け、選挙人の中で村税の納附額が多い者の数を合わせて、選挙人全員の納める総額の半に当る者を一級とし、残りの選挙人を二級とし、選挙人級別ごとに議員の半数を選挙させた。つまり村内の有産者、なかでも地主が政治的に優位なくみになっていった。なお議員は名誉職とされ、任期は六年で、三年ごとに級別に議員の半数が改選されることになっていた。このような制限はあったけれども、精道村では村会議員一二名を選出し、第一代村長には山村忠左衛門を挙げて、自治体を組織したのである。

**町村自治制の変遷** その後、町村自治体は四四年の町村制の改正でその権能および負担が明確にされ、さらに普通選挙を要望する国民運動が活発になるに及んで、大正一一年・一五年の地方制度の改正となり、普通選挙法の成立をみるにいたって選挙権の財産による制限も除かれた。昭和四年の地方制度改正でも地方分権の方向がと

られ、かくて地方民の自治性が伸張してきたが、その成果が十分あがらぬうちに、満洲事変以後の準戦時体制に進み、町村自治体は軍国主義政策の忠実な執行機関としての役割を担わされるものと化してしまった。精道村はこの間ながく村制を維持し、昭和一五年一月一〇日にいたって村制から一躍市制を実施することとなったものである。いま多年この村の政治の中心となつてきた村長の一覧をかかげると別表の通りである。

歴代精道村長一覧

代数	氏名	就任年月	退職年月
1	山村 忠左衛門	明治22. 4	明治28. 7
2	天野 小平次	〃 28. 9	〃 30. 4
3	山村 伊左衛門	〃 30. 5	〃 34. 5
4	中島 為次郎	〃 34.10	〃 36. 8
5	猿丸 吉左門	〃 36.12	〃 39. 2
6	猿丸 又左門	〃 39. 2	〃 40.10
7	阪本 久七	〃 40.10	大正 1. 8
8	大市 右門	大正 1.10	〃 4.12
9	大杉 藤右門	〃 5. 1	〃 6. 7
10	猿丸 又左門	〃 6. 7	〃 9. 4
11	松井 吉右門	〃 9. 7	〃 10. 5
12	杉岡 藤右門	〃 10. 7	〃 14. 5
13	助野 庄兵衛	〃 14. 6	昭和 2.10
14	猿丸 吉左門	昭和 3. 2	〃 5. 4
15	天王寺 谷忠左門	〃 5. 6	〃 6. 2
16	紙谷 文次	〃 6. 8	〃 10. 8
17	山村 伊左門	〃 10. 9	〃 11. 9
18	大市 右門	〃 11.12	〃 15.11

**郡制の変遷**

郡は明治一一年七月郡区町村制の公布、ついで翌一二年一月八日その実施により、久しく地方の名称と化していたのが、町村の上級行政区として存在するにいたり、菟原郡役所が住吉村におかれ、この地方はその治下に入ったのであるが、同一三年一月八日、菟原郡役所と武庫郡役所を合併して武庫菟原郡役所と称し、庁舎を西宮町においたのであった。

その後、二三年五月一七日、府県制および郡制が公布され、府県・郡の立法機関、行政機関が一応整備されることとなったが、この郡制は二九年七月一日にいたって実施され、郡の自治制がしかれたのである。しかしこれに先きだち、四月一日には

武庫郡・菟原郡・八部郡の三郡を廃して、その区域をもって新たに武庫郡が設けられ郡役所を西宮町に置いた。ついで郡会が構成されたが、郡会議員には大地主選出議員と町村選出議員の二種があり、大地主選出議員は郡内において町村税の賦課をうける地価総計一万元以上の土地を所有する大地主が議員定数の三分の一に当る議員を互選するもので、当時計六名であった。町村選出議員は、各町村会がこれを選出するもので、その数は各町村一名宛、計二〇名であった。これにより精道村からは、二九年八月一日、最初の町村選出郡会議員として塚本善次郎が選出された。

その後、三二年にいたり、郡会議員は一定の選挙資格を有する町村公民がこれを選挙することとなり、大地主の特権は廃止され、議員の任期も四か年と定まった。この規定に基づく武庫郡会議員定数は当初二六名であったが、大正八年より二七名に増加した。かくのごとく郡は地方自治体としての性格を附与され発展をみたが、その反面、府県・町村の権限拡充にもなつてその役割を終ることとなり、大正一〇年四月二日郡制廃止の件が公布され、同一二年四月一日郡制廃止が実施され、郡は自治体の性質を消滅した。ついで郡長および郡役所も同一五年（昭和元年）六月三〇日廃止されるにいたつた。この間、精道村の郡費分賦額を示すと第二三表のごとくで、また歴代郡長の一覧は第二四表の通りである。

第23表 武庫郡費の精道村分賦額

	精道村	町内村 分賦額計
明治29	48,094	971,110
34	101,980	2460,110
39	144,000	4300,000
44	98,000	3366,000
大正5	161,000	3292,000
8	190,000	6558,000

### 精道村の財政

精道村は、のちに述べるように、明治三八年の阪神電鉄の開通

第24表 歴代郡長一覽

郡長	氏名	就任年月日	退職年月日
寛原郡長	松本 織之助	明治12. 1. 9	明治13. 6. 7
武原郡長	渡辺 徹	" 13. 6. 7	" 13. 12. 8
武原郡長	渡辺 徹	" 13. 12. 8	" 18. 6. 23
"	田中 稔助	" 18. 7. 9	" 20. 6. 9
"	山崎 矩員	" 20. 6. 13	" 23. 5. 9
"	安藤 行敬	" 23. 5. 9	" 24. 10. 9
武原郡長	建部 真	" 24. 10. 9	" 25. 1. 25
武原郡長	小島 範一郎	" 25. 1. 25	" 25. 7. 15
"	土橋 多四郎	" 25. 7. 15	" 27. 12. 24
"	阿部 光忠	" 27. 12. 24	" 29. 3. 31
武原郡長	阿部 光忠	" 29. 4. 1	" 41. 12. 14
"	内海 忠壽	" 42. 1. 18	大正 6. 2. 28
"	安達 儀一郎	大正 6. 2. 28	" 13. 12. 18
"	永木 誠太郎	" 13. 12. 18	" 15. 6. 30

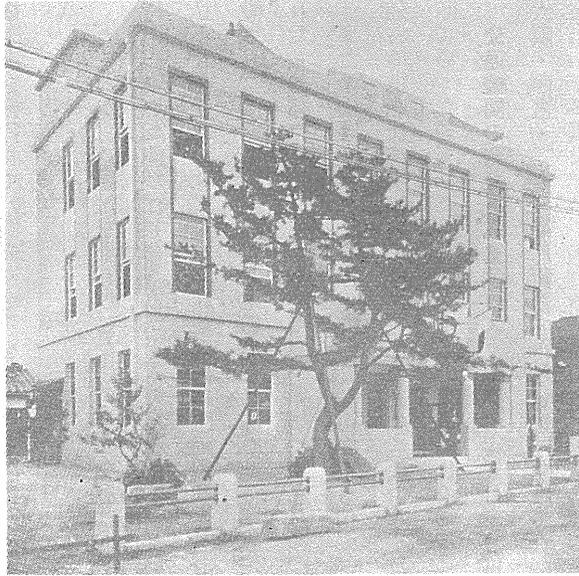
としてその名を高くしたのであった。その一端は村役場の建設にも如実に示されるにいたった。

**村役場の新設** 二三年精道村成立当時、芦屋字樋口新田一九一五番地（現在の精道小学校敷地内）に設けられた村役場は、その後、二八年に開森橋西詰にあつた旧芦屋小学校校舎を精道小学校校舎の東側に移して、これを役場としていたが、大正一二年にいたつて隣接地（樋口新田一九一六番地）の現在地に新庁舎を新築し、六月一

第25表 精道村村費の変遷

	歳入	歳出
	円	円
明治37年決算	8,386,498	8,328,657
" 42年決算	12,892,468	9,174,484
大正3年決算	20,701,903	16,950,196
" 8年決算	421,690,794	232,006,980

をはじめとして交通機関の整備とともに、阪神人士の別荘を営むものすこぶる多く高級住宅地としてめざましい発達をとげたが、これにともなつて村の財政規模も飛躍的な拡大をみせた。いま明治三七年以降、毎五か年における村費の増減を示すと上表の通りで、歳入・歳出の飛躍的な増加がみられるとともに、とくに注意されるのは、歳出のいちじるしい増加にもまして、歳入が増加し、すなわち村の財政は年々大きな黒字を示したのである。精道村はこの後ながくこの傾向を維持して、裕福な村



第22図 精道村役場

四日竣工移転した。この村役場は、鉄筋コンクリート造三階建て、敷地五七二坪、建坪五六坪九合、総工費は約六三、〇〇〇円で、当時、日本一の村役場と称された。

(2) 高級住宅地としての発展

**住宅地芦屋の形成** 明治維新以来、日本の近代経済

機構が新らしく形成されるにつれて、大阪・神戸の二大都市が近代都市として新たな発達をはじめ、ことに日清・日露戦争を経てその繁栄はめざましくなった。

ここに芦屋の地は、都市近郊の環境にめぐまれた好住宅地として、両市に勃興した実業家の注目するところとなったのである。すなわち、まず明治三八年阪神電車の開通を機として、阪神芦屋駅附近の芦屋川扇状地を中心にして、これら実業家の邸宅が建ちはじめた。ついで四〇年には、大阪府立高等医学校長佐多愛彦が、その専門とする結核病学的立場より、芦屋の山手地帯を阪神間第一の健康地としてみずから別荘を建て、松風山荘住宅地ら基を開いた。これとともに、大正二年の国鉄芦屋駅の開設、同九年の阪急電車の開通によって、山手芦屋川

を挟んで丘陵地に邸宅建設が伸び、芦屋川を中心とした宏荘な住宅街が形成されていった。このような発展にあつてはまた、地元在住の人々が宅地の造成をさかんにおこなつた努力を見逃すことはできない。たとえば、大正八年から一一年にわたつて、一二次に区別して耕地整理をおこない、整然たる街路をつくり、同時に芦屋川の改修工事を施行して、両岸の堤防を払下げ遊園地・宅地となし、住宅街の中心として現在みるような景観を整えていったのである。

ところが、芦屋川を中心とした住宅街の発展は、早くも昭和初年ごろには飽和点に達し、市街地はひきつづき打出丘陵地へ伸びはじめ、宮川上流の丘陵地へしだいに発展していった。これとともに劔谷国有林の緩傾斜地の払下げを受けた株式会社六麓荘の土地区画整理の設計が昭和四年に認可され、この計画に従つて高級住宅街が建設され、街路の完全舗装、電力・電話線の地下埋設、上下水道、巡査派出所にいたるまで完備し、日本一と云われた六麓荘住宅街ができた。昭和一二年九月にはここに国際ホテルも竣工した。

また全市の電話・上水道その他の都市施設も相ついで完備し、高級住宅地としての形態をしだいに整え、関西随一の良好な環境が生まれた。都市計画によつた土地区画整理も、昭和初年以來逐次おこなわれ、相ついで完成していったのである。いまこのような住宅街の形成にともなう各種の都市施設の発達を以下に記しておこう。

**交通機関の発達と電気・ガス** 明治七年五月一日、大阪・神戸間に鉄道（単線）が開通したが、当時の駅は大阪・西宮・三宮・神戸駅と、六月一日に開設された神崎・住吉駅だけで、同二七年四月には複線工事も竣工したが、なお芦屋駅の設置をみなかった。そのため、多くは人力車によつて西宮駅あるいは住吉駅に至つて乗車す

るといふ不便をながく免れなかった。芦屋駅が開設されたのは、すなわち大正二年八月一日のことで、精道村の



第23図 芦屋川を渡る阪神電車——大正初年写（西岸より東を望む）

請願により、用地三千坪、工事費一万円を寄附して、ようやく芦屋字芦原に新設されたのである。開設当時は乗降客ならびに手小荷物も微々たるもので、大正四年度の乗降者は一八、三九〇人、一日平均五〇人にすぎなかった。しかし以来年を追うて激増し、かつ駅舎も改築せられて大正二十一年一〇月二一日現在地に移転し、翌年一月二〇日には南駅も開設された。さらに大正一五年一月一五日、東灘・神崎間の複々線運転が開始され、列車の回数も激増し、駅務も繁劇を加えていった。旅客の増加は、昭和六年には一日平均、乗車二七七五、降車二七四六、さらに同一五年には一日平均、乗車五七二八、降車五六三二人という大増加をみせたのである。なお省線が電化されて吹田・須磨間に電車の運転が開始されるにいたったのは、昭和九年七月二〇日であった。

阪神電気鉄道株式会社が梅田（現在の出入橋）・三宮間に電車を開通したのは、東海道線芦屋駅の開設に先立つこと八年、すなわち明治三八年四月一二日、このとき打出・芦屋の二停留所が

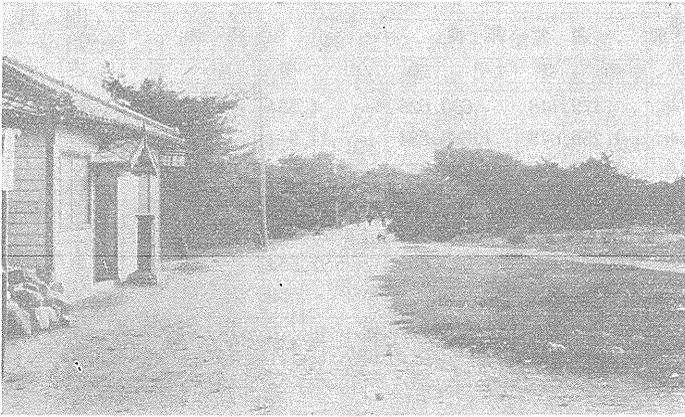
設置された。以来、阪神両市に達する交通はすこぶる利便を加え、ここにおいてにわかに阪神人士の住宅地と化することになったが、さらに同会社が明治四一年一〇月五日、本村に電燈供給を開始したことはこれに拍車をかけたものであった。かくて別荘あるいは居宅を建造するもの月を追うて増加し、当時一反歩六〇円くらい畑地が一躍して一二〇〇円の高価にのぼったといい、樋口芦屋・浜芦屋の発展はいちじるしいものがあつた。東海道線芦屋駅が大正二年開設されたのも、このような繁栄を背景として強く要望され、実現をみたものであつた。ちなみに本村の点燈数は、明治四二年にはなお八七であつたが、大正元年一〇五一、同五年三〇三六、同八年九六六六燈と急激な増加をみせている。

さらに大正九年七月一六日には、阪神急行電鉄神戸本線（梅田・上筒井間）が開通し、芦屋川停留所が設置され、東西交通にいつそう利便を加えたが、これにより東芦屋・西芦屋・開森芦屋・山芦屋・三条等の別荘住宅地としての発展はめざましいものがあつた。

昭和二年四月一日、阪神国道が開通した。西国街道を基としてつくった幅員一五間（二七・二八米）の舗装大道路で、自動車による阪神間交通運輸に画期的変革をもたらしたばかりでなく、同年七月一日にはここに阪神電鉄経営の阪神国道電車が開通し、東西交通の便はきわまるにいたつた。

南北の交通としては、昭和三年四月一日阪神芦屋バスの開通をみ、つづいて同年七月二八日阪急バス（のち阪神合同バスと改称）も開通し、ともに芦屋川の東堤を走って山麓より海岸への交通を大いに便にした。その他昭和四年四月一日には阪神国道バス、同六年一二月一五日には尼崎・大石間の旧国道バスが開通するなど、交通機

関の発達はいちじるしいものがあり、従つて村内の開発もまためざましいものがあつた。



第24図 最初の芦屋郵便局

現在の市役所前の北寄にあり、西向、敷地20坪、建坪11坪余、日本建であるが外観は洋館式平家建。大正3年現在地の新局舎に移転した。

なお大正三年と昭和六年の諸車輛数を対比してみると、人力車の二〇台はすでにさびれて八台となり、これにかわつて自動車四台が九四台および貨物自動車一五台へと激増し、自転車もまた二八七台から二五五七台へ飛躍しており、牛馬車一七七は九五に減じ、各種荷車は三〇四から三三二に増している。ここにも住宅都市としての発展がよく窺われる。

またガスについては、大正元年八月二九日、神戸ガス株式会社が容積五万立方呎のタンクを打出に設置し、一月よりガスの供給を開始した。

**郵便と電信・電話** 精道村の郵便局は、大正元年八月一日、無集配三等郵便局が芦屋字樋口新田一九一四番地の二に設置され、兵庫県芦屋郵便局と称したのが最初である。すなわち、窓口事務のみを取扱う小局で、郵便物の取集・配達はなお西宮郵便局から受けていたのである。大正三年

九月一七月には、局舎を樋口新田一九一八番地（現在地）に移転し、規模を拡げた。同年には電信・電話の取扱も開始された。これにともない、局員も開設当初は通信事務員一名だけであったのが、同三年末には通信事務員

第26表 郵便の増加

種別 年度	通常郵便		小包郵便	
	引受	配達	引受	配達
大正5年	172,148	690,626	4,581	12,131
〃 7年	1,256,073	1,683,284	11,914	25,551
〃 8年	1,261,326	3,628,052	9,811	27,332
〃 10年	2,152,839	3,897,968	13,227	39,143
昭和1年	2,095,594	3,655,390	23,285	66,818
〃 6年	3,393,159	5,535,652	27,554	85,370

男一、女七、その他二の計一〇名となった。ついで翌四年七月一日には集配普通三等郵便局となり、小局ながら郵便物の取集・配達事務を開始した。集配受持区域は精道村・本庄村・本山村一円であった。このため局員も通信事務員男五、女七、集配人八、遞送人一、計二一名に倍加した。以来各種郵便物の取扱量もいちじるしく増加し、ついに大正八年九月二六日には、二等局に昇格、同時に芦屋郵便局と称し、ここに一般行政官庁としての機能をもち再発足したのである。このとき局員数は四二名に達したが、その後事務量の増大するにつれ、昭和二年一月一日には一〇〇名、同五年一月一六日には一五〇名と遞増していった。郵便物取扱量増加の一端は別表の通りである。

また精道村内には、大正一四年八月一日、兵庫県東芦屋郵便局が芦屋字舟戸一九二番地に設置され、これはのち昭和二年三月二一日、芦屋字芝の欠一〇番地の二に移転して兵庫県上芦屋郵便局と改称した。さらに昭和三年六月二一日、兵庫県打出郵便局が打出字小槌一番地の七に、昭和八年六月一日、兵庫県津知郵便局が三条字五反田七三番地に、昭和一一年三月一日、兵庫県芦屋駅前郵便

第27表 電報・電話の増加

種別 年度	内国電報		外国電報		電 話	
	発 信	着 信	発 信	着 信	月 日	加入者数
大正5年	5,326	8,791	77	98		
8年	15,414	23,641	103	235		232
10年	17,243	26,855	198	355		347
昭和1年	29,208	46,053	453	1,070		897
5年	31,638	49,817	513	731	2. 2	1079
					10. 16	1670
8年	32,427	53,841	508	702		1972

局が芦屋字芦原一三番地に開設された。いずれも無集配普通三等郵便局である。

電報事務の取扱は、すでに大正三年三月三十一日より音響式電信によって開始され、取扱通数の一日平均は、翌

四年はわずかに一九通にすぎなかったのが、一〇年後の大正一三年には一七三通、二五年後の昭和一四年には三七七通の多きを数え、年間総量は一三万通を越えるにいたった。

電話は明治三七年猿丸又左エ門が自家に西宮より引き込んだのが最初とせられるが、兵庫県芦屋郵便局では大正三年一月六日より磁石式電話交換が開始された。当時加入者総数三二であつたが、大正八年九月三〇日には、一〇〇回線単式交換機三台が装置され、加入者総数は二三二となり、昭和二年一月二六日には、同交換機も一四台に及び、加入者総数一〇四七に達した。この間、磁石式小市外交換機も漸増し、昭和四年七月六日には一一台に及んだ。このような加入者の急激な増加により、創業以来の単式交換のごとき小規模な施設では許されなくなったので、一躍自動交換方式に変更拡張せられることとなり、電話事務室が昭和二年二月五日に工を起し、同四年一月二五日竣功新築せられた。翌五年二月二日より磁石式を共電式に改め、自動交換方式に変更せられて開局をみた。以後電話の普及は人口の増加とともにいっそういちじるしく、

すでに昭和八年加入者総数一九七二を数えて、三・三世帯に一の普及度を示した。電報・電話の増加の一端は別表の通りである。

**警察** 芦屋警察の沿革は、大正八年一〇月六日、今の精道小学校南手の芦屋遊園地の一角である官有地に、当時の御影警察署に属する芦屋警部補派出所が新設され、精道村のほか本山村・本庄村の三か村を管轄したのにはじまる。精道村は明治末年より風光明媚な健康住宅地帯として急激に人口を増し、すなわち、明治四二年において世帯数七六二、人口三九〇四であったのが、大正八年には約二倍半の世帯数一九三七、人口八六六六に達したため、これが新設をみたのである。しかるに人口の増加はその後も急増を止めず、昭和二年には再び大正八年の約二倍半の世帯数四三〇五、人口二一七七九に及び、管内本山・本庄両村の人口増加もあって、警察署の設置も必然に迫られるに至った。かくて同年四月三〇日、県告示第四三一号を以て芦屋警部補派出所は昇格し、芦屋警察署が創設された。庁舎は同四月二二日起工、八月上旬近代的建築の料を誇る鉄筋コンクリート三階建本館（現庁舎）および車庫・官舎等が竣功した。総工費一〇七、五六三円、その経費五万円は精道村において支出し、七万円は管内資産家一般の寄附により、合計一二万円を県費に採納されたものである。

芦屋警察署創設当初の定員は、警部署長以下三八名であったが、その後精道村の高級住宅地としての発展がめざましく、市制実施の昭和一五年には、世帯数八一四七、人口四一九二五に及び、管内本山・本庄両村の人口も増加したので、それにつれて警察定員も増して、同一五年五月一日には警部署長以下六五名に達している。

**消防** 精道村に消防組織ができたのは、明治二四年三月で、郡内の先頭をきって浜芦屋に設けられた。消火器

具としては雲竜水を用いたが、その後だんだん消火器具もすすみ、二九年には竜吐水となり、三四年には腕用ポンプ（唧筒）を使用するに至った。この年、浜芦屋消防組のほかに打出消防組・西打出消防組も私設され、浜芦屋消防組は大正四年九月七日公設となり、打出・西打出各消防組も同五年公設となり、精道村消防組なる組織ができて、浜芦屋消防組を精道村消防組第一部、打出・西打出を同第二部・第三部と称することになった。公設消防創設の法的根拠は明治二七年勅令を以て規定され、自治団体を主として立法されたものである。これによれば施設費・警備費等はすべて市町村の負担であるが、消防に従事する組員は幹部から消防手に至るまで無給無禄であつて、公設消防は義勇消防と愛称されたところである。ひきつづき、大正七年六月七日、茶屋芦屋消防組・山芦屋消防組・三条消防組・津知消防組が公設され、ついで東芦屋消防組が九年一月四日、西芦屋消防組が一〇年一月七日に公設され、ここに記載の順でそれぞれ精道村消防組第四部から第九部と称し九組がそろふこととなった。また一〇年九月にはいち早く自動車ポンプを購入しており、昭和六年ごろでは自動車ポンプ三台、ガソリンポンプ七台、組員三四八名、さらに同一四年ごろには自動車ポンプ八台、ガソリンポンプ一台、組員三六〇名という堂々たる組織裝備に發展した。

昭和一四年、日華事變の真最中、戦時態勢下防空の重要性に鑑み、同年一月勅令第二〇号を以て警防団令が公布され、防空および水火災防禦の目的のもとに従来の消防組は警防団へと發展的に解消された。従つて精道村消防組も同年四月精道村警防団として新発足した。団の組織機構は、本団のほか一分団とし、団員約七二〇名、消防車その他機械器具はそのままであつた。また警防団発足後まもなく、隊員六名、消防車二台を以て常備消防

部が併設され、警防団と両々相まつて防空防火に万全を期すことになった。常備消防部の設置により消防力の強化はかられたが、その反面警防団の消防車は四台に縮減された。昭和一五年の市制施行以後も、二〇年まで以上のような態勢のままであった。

**上水道・下水道** 芦屋の地は、阪神両都の中間に位し、気候風土に恵まれて、高級住宅地として顕著な発展をみたのであるが、ただ良水には恵まれず、人口が急激に増加していくにつれ、井水はしだいに水量を減じ、旱天には涸渇して飲料水にもこと欠かねばならない有様となり、それが大きな難点であった。大正三年五月、神戸市が山麓東西に鉄管理設工事を行い、いわゆる水道道をつくったが、これは山手一帯の交通を便にしたけれども精道村の上水とはなにも関係はないものであった。もとより精道村では、上水道施設の完備が、保健衛生上、さらに高級住宅地建設の見地から欠くべからざるものとして、その調査研究を早くから進めていた。大正末期には、精道村一円を給水区域とする上水道計画が立案されたが、なお不幸にして実現をみるにはいたらなかった。そのため村内各所に、小規模な個人あるいは組合組織の簡易水道が建設され、上水の供給がおこなわれたのである。その主なものは、昭和五年四月に完成した山芦屋水道（計画給水人口一〇〇〇人）をはじめ、三条水道、東芦屋水道などで、ほかに会社経営の六麓荘水道（計画給水人口二七〇〇人）が昭和七年に完成した。

かくて昭和六年、再び村営水道建設の機運が高まり、その計画が進められた。たまたま阪神上水道創設が企図され、村独自の水道建設は困難な事情にあったが、関係者の理解協力、当局者の努力と熱意によって建設の見通しがたち、ようやく昭和九年三月七日の村会に、上水道布設事業の件（三か年継続事業、総工費八五万円）を上

提、満場一致で可決された。そこで同年五月一九日、内務省に事業認可の申請をし、翌一〇年三月二日認可をえ、五月一八日にはいよいよ工を起すこととなった。その布設計画は、給水人口五〇、〇〇〇人、一人一日平均給水量一〇立、給水区域は標高一四〇米以上の高地帯を除く村内一円で、芦屋川表流水を原水にあて、河川横断堰堤により取水して、奥山浄水場へ導水、浄化の上、高低両配水池に送水し、さらに村内に配水するものであった。かくて村民待望のうちに、二年一〇か月の歳月を費して一三年三月三十一日、奥山浄水場はじめ水道布設工事は竣功をみ、四月一日より給水を開始したのである。総工費九一六、七九一円九銭、その全額を村費村債によって賄い、国庫補助も県費の補助も全く受けなかったことはまた当時の精道村財政の富裕を示したものであった。しかるに同年七月五日、阪神大風水害に遭遇し、竣功間もない上水道施設は多大の損害をこうむるにいたった。翌一四年中には大部分の復旧工事が完了したが、なおその全施設の復旧完成をみたのは一七年一月一〇日であった。その間、一四年一〇月一八日には会社経営の六麓荘水道を二万円で購入し、一五年二月より村営による給水を開始するなど、いよいよその施設も充実し、同年一月市制施行によって芦屋市上水道として発足することとなった。

上水道とならんで下水道も昭和九年三月七日の村会でその布設事業の議案が上提可決され、翌一〇年五月二日内務省から認可され、同一八日には工を起した。総工事費六二万余円、国庫補助金一四万八千円で、鉄筋コンクリート管の製作を開始し、ついで下水幹線の埋設から着手した。市制実施のときには、都市計画事業として一〇年継続により工事中で、第二（浜芦屋町・松浜町）、第三（伊勢町・呉川町）、第四（打出南宮町・打出浜町）

排水区の幹線を完成し、第五（打出春日町・打出大東町）排水区の幹線も一部完成し、小下水管取付工事も順調に進捗していったが、やがて戦争のため一時中絶の止むなきにいたった。

### 衛生施設と民生事業

芦屋は空気清澄にして健康に適する地として名高く、そのために阪神人士の邸宅別荘を構えるものはなはだ多くなったのであるが、村内ではまた早くより衛生組合をつくり、各部落に一名の組長をおき、二〇戸ごとに一名の委員を設け、日常衛生に留意し、もって良好な衛生状態を維持した。それだけに伝染病については早くから注意を払い、大正六年二月二日、村立隔離病舎設置の認可をうけ、翌七年七月三日、これを本庄村深江に新築設立した。敷地一二四二坪余、建物四二三坪余の洋風木造平家建二〇室の病室を有する近代的の施設をなし、当時としては名実ともに完備したものであった。のち内部の大修理を施すとともに、精道病院と改称し、伝染病患者の治療に貢献するところ多かつた。また昭和一年ごろに公光町治療所を設置し内科・産婦人科・眼科を併設して村民の診療に従事した。その他、打出トラホーム治療所の設置もあった。

一方、村内において医療に従うものは、大正一〇年ごろ医師六名、産婆二名、鍼灸師三名であつたが、一〇年後の昭和六年にはすでに医師五二名、歯科医一五名、薬剤師三七名、産婆二名、看護婦七〇名、鍼灸師一名、按摩二〇名、私立病院四の多きを数えるにいたつたのである。

なお村営三条火葬場は、大正一五年一月に火葬炉を完成、翌昭和二年六月に建物・礼場等を建設し、同年九月一五日から完全な操業を開始した。

環境衛生として注意せられるのは村営塵芥焼却湯で、昭和六年一〇月一五日、打出字外浜に竣功設置された。

敷地六〇一坪、建坪一五七坪五、延坪数二二三坪三で、この設備のもとに市内より排出する塵芥を処理していたが、昭和九年九月二一日の室戸台風によって甚大な被害をうけ、一時その使用が中絶した。なお屎尿処理は、村内農家や隣村農家による汲取りにより円滑に処理されていた。

精道村の生活保護状況を見ると、昭和二年行路死亡人取扱費として五六円を支弁されているのをはじめとし、四年には貧民救済に八円余、五年には貧困者・棄児養育費に九五円、七年には救護法の実施をみたがその医療援護費に六二円を計上している。九年九月二一日の台風で甚大な被害をうけたため、生活保護費受給者は一七名に達した。一一年には二〇名となり、一〇〇〇人について〇・五人の割合となったが、なおとりたてていべき社会施設もなく、扶助費も年額一〇〇〇円程度が支出されているにすぎず、富豪村として知られた芦屋の特殊性をよく物語っている。

その後、日華事変と同時に要保護者の数がしだいに増加し、一三年七月二一日の水害による被害を加えて、市制実施の一五年には一〇〇〇人につき六人となり、その七割は出征軍人家族となっている。なお昭和一二年六月一日、職業紹介所が開設されたが、これは一年半ののち国営にうつされた。

**風水害** 芦屋の住宅都市としての発展に歴史的被害を及ぼしたものは、昭和九年・一三年両度の風水害であった。この地方では、早く明治三七年九月一七日秒速二八米の暴風があり、また大正二年一〇月三日秒速二四米の暴風で阪神電車が数時間運転を中止したことなどもあったが、昭和九年・一三年の風水害は記録に残る限り空前のものであった。

昭和九年九月二一日、関西地方一帯を襲った大暴風雨は、家屋の倒壊流失など沿岸地域に甚大な被害を与えた。このため、芦屋川尻・江尻川尻の護岸設備、塵芥焼却場岸壁、海岸住宅の防波施設は全く破壊され、人員の損傷は死者三名、重傷者四名、軽傷者六名に及び、家屋の流失二一戸、全壊四二戸、半壊一〇六戸、床上浸水三五四戸、床下浸水二二二戸、船舶の流失一六艘を救え、その総被害価格見積は一、九八六、二四三円に達したのである。もとよりただちに復旧工事に着手し、一一年には打出字大浜・芦屋字平田・西新田の災害復旧堤防修繕工事が完成し、また御園橋を撤去し両岸に擁壁を設けて他日の災害に備えるなど、その復旧にはみるべきものがあつた。しかも復旧のみならず、都市施設のいつそうの完備にも力が尽され、一一年には阪急線路を横断する踏切の大部分を高架式地下道となして交通の便をはかり、一二年には宮川改修・芦屋川両岸美化工事を実施し、芦屋字大榎本通・阪急北水道道および開森地域の一部、芦屋川左岸業平橋・公光橋間に舗装を施行し、また阪神電車芦屋停留所が改築されるなど、施設の完備と美化が進んでいった。

天災は忘れたころにくるといわれるが、まだその被害を忘れ去りえない昭和一三年七月五日、再び前回をしのぐ大風水害に見舞われた。六月二八日より降り出した雨は、この日にいたり俄然暴風を伴う豪雨となり、午前八時より一〇時の間高頂に達し（最大時雨量六〇ミリ、最大日雨量三二六ミリ）、阪神間各河川の増水とともに六甲山系いたるところ山津浪を生じ、土石をまじえた濁水は奔流して樹木を抜き、大石をころがし、滔々として猛威をふるった。芦屋川・高座川・宮川の各河水もついに氾濫して、土砂崩壊、岩石流出、村内の大半は泥海と化し、さらに防潮堤の一部決潰による海水の浸入あり、その被害は、死者三名、重傷者二名、家屋の流失一四戸、

全壊一四戸、半壊一一戸、床上土砂堆積一五六戸、床上浸水七九〇戸、床下浸水一四五八戸、橋梁の流失六、破損八、道路・堤防の破損数十の多きに達したのである。この大水禍の復興工事は、翌一四年より七か年継続事業として内務省直轄により工事が進められた。しかしこの両度の風水害が及ぼした影響は多方面にわたり、その復興はなかなか容易なことではなかったのである。

### (3) 教育・文化

**明治・大正期の教育** 明治一九年に成立した精道小学校は、その後二三年一〇月六日の小学校令発令を機に精道尋常小学校と改称したが、この月三〇日には近代教育の基本精神とせられた教育勅語が発せられ、翌月、当時西宮にあった武庫菟原郡役所よりその謄本を受領した。ついで二六年にいたって、精道尋常小学校は精道・本庄両村組合立精道小学校と改称し、修業年限を尋常科四年、一学年四学級編成とした。二八年、修業年限二年の御影町外人か村学校組合立高等小学校が新設され、御影町に本校をおき、精道村に分校を併置した。このため、開森橋西詰の旧芦屋小学校校舎を移転して精道校舎の東側におき、これを役場となし、役場のあとを高等小学校分校教室とした。その授業科目は、修身・珠算・算術・読方・体操・地理・歴史・理科であった。ついで三二年四月一日、精道尋常小学校と同高等小学校を合併し、精道村立として精道尋常高等小学校と称した。その後、三年八月一八日の新小学校令で、義務教育年限が四か年に一定され、尋常小学校においては授業料を徴収せざるを本体とし、また修業年限二か年の高等小学校教科目をなるべく尋常小学校の教科目と連絡せしめるなど改革がおこなわれ、さらに数次の細目改正があったが、日露戦争後、国力の充実を背景として、四〇年三月二〇日、義

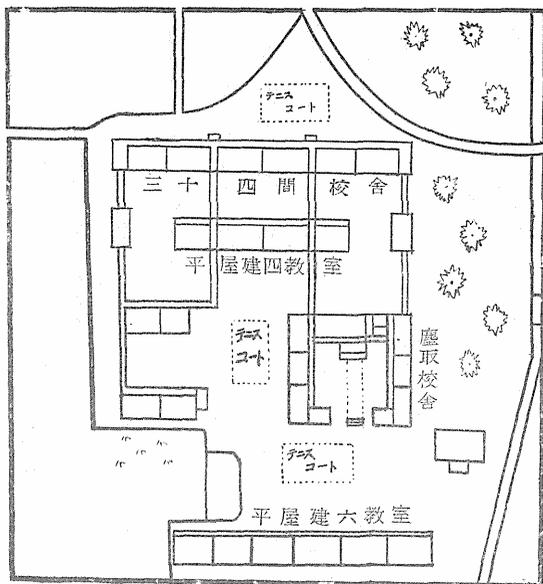
務教育年限の延長がついに断行され、尋常小学校の修業年限は六年となり、四月よりこれを実施した。

この前後、村内の教育熱は高まり、三六年四月には精道裁縫学校が設立され、精道小学校内におかれた。本科三年、補習科二年よりなり、尋常小学校を了えたものが入学し、本科を卒えたものがさらに補習科に入り、裁縫を主とし、修身・書方・算術・家事等の諸科を兼修するものであった。その教員は精道小学校教員が兼任した。

また小規模なものには、三八年五月打出夜学会が齋藤幾太によって起されている。三九年四月二八日、基督伝教会社経営の聖使女学校が芦屋川東堤に設立され、主として聖書を研究し、婦人伝導師の養成を目的とした。

四四年一〇月一日には、精道村立幼稚園が開園した。精道小学校内におかれ、児童定員は五〇名で、満四才以上学齢に達するまでの児童を収容し、園長一名、保母二名が保育の任に当った。

精道小学校では、児童数の増加にともない校舎施設の拡充につとめ、三四年には木造平屋建校舎二教室を増築して高等科教室とし、講堂を兼ねた。ついで三八



第25図 大正3年10月の精道尋常高等小学校校舎配置図

第28表 明治・大正期の精道小学校職員児童数

	職員数	就学児童数							学齢児童数		
		尋常科			高等科			総計	男	女	計
		男	女	計	男	女	計				
明治 5	3							32			
" 19	4							140			
" 32	6	137	138	275	54	21	75	350	303	344	647
" 37	11	142	147	289	50	37	87	376			
" 42	17	253	239	492	39	20	59	551	270	265	535
大正 3	18	381	323	704	39	39	78	782	484	427	911
" 8	27	546	590	1136	68	34	102	1238	654	659	1313

精道村の成立と発展

年には木造平屋建校舎六教室を北側に増設した。この六教室は長さ三四間であったので三四間校舎と呼ばれた。さらに四三年には、五月、いわゆる塵取校舎（一九年創設）の北側に木造平屋建校舎四教室を新築し、九月、高等科教室を南に移転してそのあとに木造平屋建二教室を新築した。大正年間に入つては、三年一月、旧国道側東西に木造平屋建六教室を新築し、八年には塵取校舎・高等科教室・平屋二教室一棟を除去き、明治四三年五月新築の四教室一棟を村役場前に移転し、木造二階建校舎一七教室を東向に新築した。これより正門は東に移った。さらに一三年には鉄筋コンクリート三階建校舎一、二教室を校地北東部に新築し、一四年三月、村役場前平屋校舎に二階四教室を新設した。校舎の変遷拡充には今昔の感にたえぬものがある。

明治・大正期の精道小学校の職員・児童数をあげると上表の通りで、精道村教育の概況をよく察知せしめるであろう。

なお私立幼稚園として愛光幼稚園が大正一一年三月二四日に設立され、ついで同じく八月三日甲陽幼稚園が設けられている。また一四年三月三一日に設立された私立児童村小学校が、一五年二月一日に御影町城前より芦屋字前田五四番地に移転してきている。

**昭和一五年間の教育** 昭和に入ると、公私立学校の設立が相つぎ、芦屋の教育文化都市としての性格がいよいよ強められていった。

昭和元年、村立精道第二尋常小学校（現在の宮川小学校）を設置することとなり、九月二十四日、鉄筋コンクリート造三階建校舎を打出字川西に起工し、翌二年一〇月二十九日竣功した。ついで二月一日、同校は新築校舎で開校し、その編成は教員数一五名、児童数五四八名、学級数一一であった。これにともない精道尋常高等小学校では、児童の一部を同校に移すとともに、精道第一尋常高等小学校と改称した。ついで七年四月一日、精道第二尋常小学校に高等科を併置し、精道第二尋常高等小学校と改称し、精道第一尋常高等小学校の高等科女生徒を同校に移した。翌八年二月一八日より、精道第一尋常小学校で学校弁当と称して学校給食を開始し、児童の栄養補給と偏食の矯正、体位の向上につとめたことは注目すべきことであった。同年四月一日、精道第二尋常高等小学校は宮川尋常高等小学校と改称された。さらに同年一二月二三日、村立山手尋常小学校（鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟新築）および村立岩園尋常小学校（木造瓦葺二階建校舎一棟新築）が創立された。いずれも尋常科四年以下を収容し、山手校は全児童数八一五名のうち八〇二名を精道校から、一三名を宮川校から収容し、岩園校は一六五名のうち精道校から二一名、宮川校から三四名を収容した。またこれにともない九年一月一日、精道第一尋常高等小学校は精道尋常高等小学校と改称した。その後、岩園尋常小学校は二年九月一日鉄筋コンクリート造三階建校舎の増築工事を完成し、ついで一四年三月一七日、高等科を併置して岩園尋常高等小学校と改称した。ここに精道尋常高等小学校は高等科男生徒を同校に移して精道尋常小学校と改称し、宮川尋常高等小学校

は高等科女生徒を同校に移して宮川尋常小学校と改称した。なおこれより先に設置された村立商業補習学校（男子部は精道校、女子部は宮川校）は、九年に学則を改め、男子部を商業補習学校とし精道校に、女子部を家政実修学校と称し宮川校に、それぞれ併設した。翌一〇年八月一日、それらは精道村青年学校、同女子青年学校と改称し、一四年四月一日、村立女子青年学校を宮川校から岩園校に移転併置した。

幼稚園については、村立幼稚園は従来精道幼稚園だけであったが、昭和九年三月八日の村会の決議により、四月二日村立宮川幼稚園・山手幼稚園・岩園幼稚園がそれぞれの小学校に併設されて開園し、同七日精道幼稚園が精道校の附設幼稚園となり、計四園を数えるにいたった。また私立幼稚園としてはすでに愛光幼稚園・甲陽幼稚園が大正一一年に設置されていたが、昭和一〇年三月一日私立崇信幼稚園の設立をみた。

昭和一一年一〇月二六日、私立芦屋高等女学校が細野浜吉によつて環境にめぐまれた六麓荘に設立され、翌年四月一〇日より開校して、女子の高等教育に着々その成果をあげた。またかねて懸案であった県立中学校建設問題が一四年県会で正式に決定され、翌一五年二月一日、県立芦屋中学校が設立され、四月新学期から岩園小学校の一部を仮校舎として開校した。

その他、特殊なものとして、昭和二年八月に三田谷治療教育院が開設され、心身に欠陥ある児童を医学と教育との両方面より取扱ひ、その全生活の向上を目的とする治療教育の実際機関で、九年三月には財団法人組織とし、さらに一三年四月には院内に附属翠ヶ丘小学校を設け、異常児童に対して特殊教育を開始した。

### 各種団体

明治末年には青年会の設立が部落ごとに相つぎ、すなわちはやく三六年には三条青年会がもと研究会

を改称して成立し、三八年には打出青年会、四三年には山芦屋青年会・東芦屋青年会（もと若中を改称したもの）、四四年には西芦屋青年会（若中を改称）、四五年には西打出修徳青年会・津知青年会（ともに若中を改称）の成立をみた。その後、大正一年の大日本青年団の創立、昭和二年の大日本女子青年団の創立につれて、これらが基となって各部落に分団をおく精道連合青年団や、精道女子青年団が結成された。またこれとらんで精道婦人会も設立をみたが、のち発展変化をとげて昭和二年五月一日、大日本国防婦人会神戸本部精道第一分会（山手）・同第二分会（浜）・同第三分会（打出）を結成するにいたった。在郷軍人会は、はやく明治三九年一月に組織され、同四三年一月、帝国在郷軍人会が組織されるに及び、以来その分会となった。その他では、明治四三年精道村教育会が設立され村教育のため努力し、また精道村教化団体連合会が、昭和一〇年二月一日「大楠公戦跡」記念碑を打出楠町一八に建て、一二年一〇月には本村発展の功労者齋藤幾太の胸像を同所に設置するなど活動し、また芦屋児童研究会など文化諸団体の数もしだいに増していった。一方、大正一三年に打出部落の十一講および本頭の講社が、耕地整理のため講有地が各講員に配当されることになったのを機としてついに解散したように、昔から行われてきた諸講はいずれも衰亡の道をたどった。

**神社・神道** 明治六年八月、打出天神社・芦屋天神社・三条八幡神社・津知日吉神社はそれぞれ村社に列せられたが、その後明治末年に及んで村内小社祠の併合整理が進められるにいたった。すなわち、まず三条八幡神社では、四〇年八月社殿を改造しているが、翌月に無格社山神社（字西畑）・厳島神社（字塚穴ノ場）を合祀した。芦屋天神社では、四一年五月に無格社山神社（字法泉寺）・水神社（字奥山）・門丸神社（字津谷）・庚申社（字

津谷）・御神社（字古新田）・御神社（字申新田）の六社を、同一二月に若宮神社（字西ノ坊）およびその境内末社三座を合祀し、さらに翌四二年一〇月に境内末社五座を同出雲神社に合併し一座とした。芦屋天神社はのち昭和五年一〇月社殿を改築し、境域も整備され面目を一新した（二一年芦屋神社と改称）。打出天神社では、四一年七月に無格社金刀比羅神社（字下宮塚）・春日神社（字寺開地）・若宮社（字若宮）・南宮社（字北羅）・巖島神社（字小松原）の五社を合祀した。津知日吉神社では、四三年二月に無格社巖島神社（字一ノ坪）を合併した。昭和初期の諸社の主な祭礼としては、一月二五日の三条八幡神社の神人のみにて行う御当祭、三月一七日の芦屋天神社の山論勝訴を記念した山勝祭、七月二五日の打出天神社・岩園天神社・打出天満神社の夏祭、九月一五日の三条八幡神社例祭、一〇月五日の津知日吉神社例祭（三条・津知の例祭は市制実施以後一〇月一五日と改定）、同一六日の芦屋天神社例祭、八月一七日の打出天神社・岩園天神社・打出天満神社例祭などがある。当時の各社氏子の概数は、芦屋天神社二、八〇〇戸、打出天神社一、七〇〇戸、打出天満神社二〇〇戸、三条八幡神社六〇〇戸、津知日吉神社二〇〇戸であったという（打出天満神社は昭和二七年六月阿保親王・在原業平を増祀して阿保天神社と改称）。

明治に入つて新たに普及をはじめたものに天理教・金光教などがある。天理教が近隣に布教されたはじめは明治一八年のことで、当時また教会の組織はなく、真明組西宮講社が設けられ、二〇年には岩ヶ平新田方面に布教のこともあつた。天理教が一派として独立を許可されたのは四一年一月二八日で、その後間もない四二年六月一日、菟原支教会に所属する精道宣教所が芦屋に設立されたのが、精道村にその組織のできた最初である。ついで大正一三年打出字谷田に豊春宣教所が設立された。金光教が近傍に布教を開始したのは、まだ一派独立にい

たらない明治二一年、神道金光教会本部西宮支所を設けたのが最初である。金光教は三三年六月一日に独立を許されているが、ややおくれて大正三年一月一九日にはじめて精道教会所が芦屋に設立されている。

### 仏教

明治初年の神仏分離・廃仏毀釈によって仏教界は一時打撃をうけたが、やがて旧勢を回復し、浄土宗阿保山親王寺、真宗真相山妙福寺、真宗光明山照善寺、浄土宗大甲山安樂寺、真宗水無瀬山照樂寺（明治二五年五月二五日本堂再建）など、いずれも教化に尽している。ただ打出天神社境内の神宮寺、同村の庵寺、三条の観音堂などは往昔の面影を残すにすぎない有様であった。いま大正中期における諸寺の檀家概数を挙げると、親王寺二五〇人、妙福寺四〇人、照善寺六四人、安樂寺九六九人、照樂寺二五五人を数えている。

（その後、川西町に如來時が創設された）

その後、当地の仏教界において特筆すべきことは、崇信会およびその仏教会館建設であろう。崇信会はもと伊藤長兵衛が仏恩報謝の懸念から発願されたもので、大正一三年九月一日、精道村公会堂において第一回仏教講演会を開催したのにはじまる。やがて崇信会の発展とともに仏教会館の建設が企図され、昭和二年六月五日、芦屋字中程二九七（現在前田町一）に、鉄筋コンクリート三階建、地下室付、建坪六〇坪、延坪二一七坪余の芦屋仏教会館が落成し開館式を挙行したのである。ついで五年三月二八日財団法人の設立が認可され、財団法人芦屋仏教会館が成立した。会館創立後は定例講座を毎月数回開催して法縁開発につとめたが、また一〇年四月三日には会館の附属事業として崇信幼稚園を開園した。

### キリスト教

キリスト教は維新当時なお禁圧をうけており、ようやく明治六年二月、政府は切支丹禁制の高札を撤去してこれを黙認するにいたった。この前後より外人牧師も続々渡来し、幾多の迫害にもかかわらず熱心な

第29表 農地面積と米麦收穫高の変遷

	農地面積		收穫高	
	田	畑	米	麦
明治37	233.4 <sup>町</sup>	85 <sup>町</sup>	6.301 <sup>石</sup>	2.725 <sup>石</sup>
大正 8	213.6	71.8	6.130	1.858
昭和10	58.2	15.5	1.170	143
〃 15	45.3	11.2	287	53

布教をつづけたので、都会地などにしだいに信者は増していった。この附近でも、はやくから神戸教会の牧師信徒等が西宮に布教を試み、明治一八年には日本基督教組合教会に属する西宮基督教会が設立された。精道村ではこれよりかなり遅れ、三九年に婦人伝導師の養成を目的とした基督伝教会社経営の聖使女学校の設置をみ、さらに大正一二年四月一日にいたって日本メソジスト芦屋教会（現在日本キリスト教団芦屋山手教会）が現在地（大原町四九）に創立され、ついで一四年七月五日に日本キリスト教組合芦屋教会（現在日本キリスト教団芦屋打出教会）が今の舟戸町（昭和一二年宮川町九三に移転）に設立されるなど、ようやくその普及が顕著になった。

#### (4) 産業・経済

**農業** 精道村の成立以後もしばらくは、従来と異なるところなく、近郊農村としてのそのまの姿をつづけ、主要産業は一に農業であった。しかし明治末年よりの住宅地の発展にともない、しだいに田畑を減少した傾向は顕著なものがあつた。すなわち、明治三七、八年ごろではまだ田畑の減少はみられないが、四〇年代に入ると減少をはじめ、以後年を追うてとどまるところなく減少の一途をたどつたのである。いまその数字の概略を示すと別表のごとくで、大正期より昭和期に入つて一段と減少の度を加え、ついに昭和一五年にいたつて、明治期に比し、田においてはわずか一九%、畑においては一三%となり、ようやく減少の度を止めたのである。このような状況であつたので、農業技術の発展もあまりみられず、米種の塩水選は明治末年にほぼ行われるようになったが、

麦種の塩水選は全く行われず、共同苗代、稲苗正条植や、農具の改良、除草機の使用など、大正中期においてもほとんどみるべきものがなかった。

従つて米麦の収穫高も、ことに大正末期以後激少の一途をたどり、明治末年米収穫高はなお六〇〇〇石を越えていたが、昭和一〇年以後は一〇〇〇石前後かそれ以下に激減した。また麦類においてもその激減ははなはだしく、明治末年二〇〇〇石台のものが、昭和一〇年以後は一〇〇〇石前後かそれ以下に減じたのである。農産物中これらにかわつてやや注意されるのは蔬菜果実類で、住宅地としての發展をようやく顕著にした大正年間、蔬菜は年産およそ七二〇〇円程、果実としては梅・桃・柿・みかん・ネーブル柑・夏橙などが若干収穫販売されている。昭和一〇年以後においても蔬菜その他の農産物年産は、五〇〇〇—七〇〇〇円台を維持している。

なお附記すべきは牧畜乳業で、明治三四年六月助野庄兵衛が乳牛一〇頭を飼育し、四五年四月組織を整えて東洋牛乳株式会社と称し、大正年間乳牛約五〇頭、年間搾乳量約三〇〇石余をあげ、また板井藤吉は三三年一〇月五頭の乳牛をもつて牧場経営をはじめ、大正年間乳牛約二〇頭、年間搾乳量約一五〇石をあげ、さらに三木勝次郎は大正元年二月一〇頭の山羊を試験的に飼養し、ついで三〇余頭に増して年間搾乳量約一〇余石をあげ、いずれも灘・神戸方面に販売した。その他、山本金蔵が四二年三月、白井種蔵が四四年二月に養鶏業を開始し、大正年間約一〇〇〇羽を飼養して産卵を販売し、また四三年武庫郡農会（三四年一月設立）が種牡但馬牛を購入し当村にも良種の繁殖をはかったことなどは、新しい試みとして注目される。養蚕は明治四二年一八戸を数えたこともあったが、大正に入つてほとんど消滅した。

## 水産業

精道村の大阪湾にのぞむ海岸線は約四キロあり、古歌にみられるごとく昔から漁業が営まれてきたが、明治以来ただ小規模に行われているにすぎなかった。明治三四年四月武庫郡漁業組合が設立され、精道浦もこれに加わっているが、いま大正八年の郡内の状況をみるに、漁業戸数計四四七戸で、最も多いのは須磨浦の一八八戸、精道浦はわずか五戸で男二五人が従事しているにすぎない。しかし同年の漁獲高は七、四八〇貫、三、八六〇円で、明治三七年の二、七〇〇貫、八一〇円に比しいちじるしく増加している。主なる漁獲物はいわしで、漁具は地曳網を使用した。その後、漁業戸数も昭和三年八戸、一〇年一五戸と増加し、一五年には二〇戸、漁船二八に達し、漁獲高も従って増加し、昭和一〇年には一一、八三五円、一五年には五七、八三〇円に及んでいる。

水産製造物は煮乾いわしが主であるが、その製造高も明治三七年一、五〇〇貫、一、八〇〇円であったものが、大正八年には三、二〇〇貫、五、四四〇円に増し、昭和に入つては一〇年一四、〇五〇円、一五年二五、二一〇円と増加していった。なお明治四二年武庫郡水産組合（三七年九月設立）が広島県佐伯郡草津町から蛤苗一〇石を購入し、精道浦へ八斗五升五合を分配養殖させたが、失敗に終わったような試みもあった。

**商工業** 商業については、芦屋の高級住宅地化がすすむにつれ、村内の商業を営むものの数はしだいに増し、いまその戸数を示すと、明治三七年一二二戸、大正三年三一六戸を数えているが、それが昭和三年においては八七五戸に飛躍し、一二年には一〇一〇戸に達し、一四年の一〇四〇戸をもってその増加は峠にいたっている。飛躍的増大をみせた大正年間に開業された業種の一端を挙げれば、各種食料品店・薬局・菓子・パン・呉服・洋服・履物・洋品・小間物・染物・雑貨・蒲団・仕出し・八百屋・炭屋・時計・電器・写真場・タクシー、その他種

々の業種にわたっている。これらをみてもわかるように、商業は全く日常生活物資を対象とする小企業のみであつて、まさに住宅地としての特色を示している。しかして昭和初年には、いちじるしい業者の増加を背景として、業種別あるいは地域別に各種の組合が結成され、昭和七年には精道商工会も設立されている。

第30表 明治・大正期の工業

工場名	設立年月日	資本金	年産額
久保田石粉工場	明治38・8・1	30,000	60,000
寺沢組紐製造工場	" 39・2・1	7,000	52,000
木村組紐製造工場	" 40・11・1	10,000	
岡本製纈工場	" 42・10・1	60,000	100,000
万国塗料合名会社	大正2・4	100,000	532,000
阪神水電興業株式会社	" 2・6	300,000	阪神電鉄に合併
合資会社打出焼陶器工場	" 3・1	10,000	8,000
合名会社二和護謨製造所	" 4・5	12,000	85,000
西田籐製造工場	" 5・5		9,000

金融機関としては、質屋・頼母子などは早くから存したが、銀行支店が設けられたのは、明治四五年六月一日、武庫銀行芦屋支店が村役場前（字樋口新田一九一四）に設置されたのが最初である。ついで大正一一年九月一日、灘商業銀行芦屋支店が字樋口新田一九一九に設けられ、昭和二年三月二日、三十四銀行西宮支店芦屋出張所が芦屋字大榎に、さらに六年八月一日、山口銀行御影支店芦屋出張所が芦屋字徳塚に設置された。三十四銀行・山口銀行等は八年一二月九日合併して三和銀行と改称している。また武庫銀行は七年九月一日には西宮銀行となり、さらに一一年一二月二日、西宮銀行・灘商業銀行その他が合併して神戸銀行と改まっている。なお信用組合は昭和四年一〇月二〇日に設立されている。

芦屋は工場煤煙のない空气清新澄の健康地として発展してきただけに、工業はふるわず、小企業のものが生まれているにすぎない。工業に従事するものは、大正三年二七戸で、その後変動はあつたが、昭和一〇年前後は通

じて六〇戸台である。いま明治・大正期に起った主な企業をあげると別表のごとくで、酒罎・組紐・陶器・石粉・塗料・電力・ゴム・櫛等である。なお昭和二年に船井合資会社製薬工場（医薬品・売薬製造）およびエム・モーニング・ブレード製作所（安全剃刀替刃製造）が打出に設立されている。昭和一〇年前後における主要工業製品は、塗料（ペイント）・脱脂綿・理髮櫛・陶器（打出焼）・西洋剃刀・清涼飲料水などである。なお大正三年ごろ、麦粉六〇、〇〇〇円、素麵六、〇〇〇円、藁製品四、〇〇〇円内外、その他石材・粘土の産出もあった。

### （三） 芦屋市のあゆみ

**精道村から芦屋市へ** 全国屈指の富豪村として発展してきた精道村は、昭和一五年一月六日付内務省告示第五八〇号をもって、精道村を廃しその区域をもって芦屋市をおくことが認可され、同月一〇日、時あたかもいわゆる皇紀二六〇〇年記念祝典挙行の日を期して市制を施行し、ここに芦屋市の誕生を迎えるにいたった。

芦屋市は全国で一七三番目にできた市であるが、とくに注意されるのは、村から一躍して市になったことで、その先例には山口県宇部市と長野県岡谷市の二例が存しただけであった。また新市名には、歴史的縁由のない精道よりも、大字名となっていた芦屋の名で全国に知られていたため、これを採るにいたったのである。

同年一二月二六日、はじめての市議会議員選挙を挙行し、定数三〇名の議員が選出され、翌一六年一月九日の市議会で、初代市議会正副議長に山村伊左衛門・高津久四郎が当選就任した。ついで一月三十一日、初代市長にそ

第31表 歴代市長・助役・収入役一覧

	歴順	氏名	就任年月日	退任年月日
市長	1	大 利 市 右 エ 門	昭16. 1.31	昭20. 1.30
	2	長 岡 喜 十 郎	〃20. 2. 5	〃21.12. 4
	3	杉 岡 藤 右 エ 門	〃22. 4. 7	〃23. 9.15
	4	猿 丸 吉 左 エ 門	〃23.10.10	〃27. 9. 6
	5	内 海 清	〃27. 9.16	〃31. 9.15
	6	内 海 清	〃31. 9.16	
助 役	1	筏 鹿 一	〃16. 2.10	〃20. 2. 9
	2	賀 集 富 治	〃20. 3. 1	〃21.11.12
	3	杉 岡 藤 右 エ 門	〃21.11.13	〃22. 4. 6
	4	西 村 猛	〃22. 5.24	〃23.10.15
	5	丹 原 実	〃24. 1.27	〃25. 9.12
	6	渡 辺 万 太 郎	〃25.10. 2	〃26. 3.15
	7	内 海 清	〃26. 5.25	〃27. 8.21
	8	吉 井 清	〃27.12. 1	
収入役	1	矢 島 末 藏	〃16. 2.10	〃20. 2. 9
	2	森 本 梅 太 郎	〃20. 2.28	〃28. 2.21
	3	北 口 正 道	〃28. 5. 1	

れまで臨時市長であつた大利市右エ門が市議会全会一致で当選就任し、二月一〇日には助役筏鹿一、収入役矢島末藏も就任し、初代市三役がそろうにいたつた。以後歴代の市三役および市議会展副議長は次表の通りである。

第32表 歴代市議会展副議長一覧

歴順	議 長	副 議 長	就任年月日
1	山 村 伊 左 衛 門	高 津 久 四 郎	昭和16.1.9
2	天王寺谷 忠左エ門	鈴 木 亀 太 郎	〃18. 1.28
3	杉 岡 藤 右 エ 門	山 村 利 左 衛 門	〃20. 1.16
4	山 村 利 左 エ 門		〃21.11.29
		海 富 五 郎 吉	〃21.12.10
5	堺 谷 巳 之 助	南 野 辰 之 助	〃22. 5.23
6	山 村 利 左 エ 門	井 田 建 次 郎	〃24. 5.18
7	山 村 利 左 エ 門	井 間 皓 之	〃25. 5.26
8	作 間 昇	井 間 皓 之	〃26. 5.12
9	南 野 辰 之 助	井 田 建 次 郎	〃27. 5.28
10	南 野 辰 之 助	山 村 豊	〃28. 5.25
11	南 野 辰 之 助	山 村 豊	〃29. 5.28
12	筏 鹿 一	細 川 慶 助	〃30. 5.19
		神 井 清 太 郎	〃30. 9.19
13	南 野 辰 之 助	朝 比 奈 貞 雄	〃31. 5.28

**太平洋戦争下の芦屋** 市制実施の年には、日独伊三国同盟が結ばれ、前年勃発した第二次世界大戦にイタリアも参戦し、日本の軍事勢力も大陸より南方に侵出を試み、国内ではまた大政翼賛体制・経済新体制が断行されるなど、内外ともに暗雲色濃き情勢であつた。そして芦屋市が発足して一年、新市としての拡充事業もようやく軌道にのつてきた時、わが国は悲惨な太平洋戦争に突入するにいたつた。かくて順調に發展してきた市勢は、戦時体制のもとに一頓座をきたし、市の自治制もついに一八年の地方制度改革で殆んど失われてしまった。その間、市の財政は年々黒字をつづけ、歳入の約半分を繰越す有様で、風水害の被害も全く回復し、さらに新都市計画の立案をみたが、戦時下その実現をはばまれた。なお町名地番の大改正は、一九年一月一〇日より実施された。

市民の生活も年々窮迫の度を加え、一五年にはすでに物資の統制配給が強化され、以後生活のすみずみにまで及んでいった。さらに大きな打撃は、戦局の悪化と共に迫りきた空襲であつた。一七年以来警報の発令は市民を脅かし、一九年より二〇年に入ると、現実に各地の被爆は激化し、緊迫せる状況下に本市でも学童疎開等を断行したが、ついに五月一日の空襲につづいて、六月五日、同一五日、さらに八月五日の壊滅的大空襲で、この美しい街も廢墟と化し去つた。戦禍は、爆弾九七、焼夷弾約三、二〇〇投下、死亡一三九、重軽傷一五〇、行方不明二、家屋全焼壊二、八四一、半焼壊二一三、罹災者一八、一七一に達し、市民の約五〇%、家屋約四〇%が罹災し、ことに学校校舎は八〇%を失つた。戦災による損失にはなお測り知れないものがあつたのである。

**戦後の復興と發展** ポツダム宣言の受諾はわが国の民主化を決定的に方向づけた。戦後政府は直ちに地方制度の全面にわたる民主的改革に着手し、新憲法でも地方自治を保障し、さらにその徹底をはかつて地方自治法を制

定し、なお多くの改正を重ねていった。かくてわが市政も、市長公選・市議会改組・各種行政委員会創設等々根本的な変革をみたが、さらに新生芦屋市の道路を明らかにしたものは、住民投票を経て二六年三月三日公布された芦屋国際文化住宅都市建設法に樹立された市是であった。芦屋市のすぐれて文化的であり、またあらねばならないとする自覚は、市政の全面にわたり浸透・発現し、その文化性の実現への努力が傾けられたのである。

なかでもまず文教方面の成果は顕著なものがあつた。日本の教育制度は二二年の教育基本法・学校教育法の施行で、いわゆる六・三・三・四割が実施されるなど、根本的に組みかえられたが、さらに二三年には画期的な教育委員会法が公布され、本市でも二五年一月一日教育委員会が発足した。最初の公選四委員、岩田宗太郎・高橋秀吾・長谷川利彦・松木兼一は、以来再選・任期延長して引きつづき、市議会選出委員は久保田忠二・鈴木亀太郎・久堀幸夫・朝比奈貞雄・中田重介・天王寺谷又之助・同上（重任）と年々交替して、わが教育行政に努力を傾け、着々実績を挙げてきたのである。しかして三二年一月よりは、法の改正によつて市長が議会の同意をえて任命することにかわり、勝本鼎一・船久保トメノ・北村辰夫・三枝秀行・岩田宗太郎が新委員に選ばれた。その間、戦災で八割を失つた校舎の不足は、六・三制実施と共に、精道・山手両中学校の開設、児童生徒の激増でその極に達したが、困難な社会情勢下に顕著な復興整備を進め、二六年宮川小学校の全国最初の文部省モデル鉄筋校舎の完成、二七年山手中学校モデル校舎・精道小学校鉄筋講堂の完成などをはじめ、その建設実に七〇〇〇余坪に達した。さらに三〇年には芦屋市学校施設組合が設立されるなど学校建設に努力が払われた。戦前よりとくに留意された学校体育保健は、戦後いち早くモデルスクールを指定して研究をすすめ、精道小学校が二九年度

全国優良学校特選になるなど、健康芦屋の実を挙げた。戦後の学校給食も二二年各学校に給食室を整備して一斉に開始し、二六年から完全給食を実施した。なお児童教育の発展には、市立児童教育研究所の貢献も大きい。社会教育もまた見るべき成果を挙げたが、二八年より公民館が各種成人教育の充実に活動し、打出分館では青年学級を開いた。市立図書館は二四年仏教会館階上を改造して開館し、二九年現在地に移転し整備を加えた。また婦人五団体・青年会・スカウト関係団体・美術協会・茶花道協会・ユネスコ学生クラブ・ユネスコ協会・読書人クラブ・短歌会・能楽同好会・邦舞協会・体育協会・観光協会その他数多くの団体があり、黒川古文化研究所の文化財研究施設や、田中千代服装学園・光陽文化学園など公認の学校・教授所も多く設立され、さらに各種展覧会、業平祭や文化祭その他の挙行もあって、めざましい文化活動が展開されている。社会体育施設はなお乏しいが、市民グラウンド・軟式テニスコートの整備とともに、三一年第一一回国民体育大会を迎えて建設された東洋有数の国際的テニスコートは特筆される。文教施設や住宅建設のみならず、明朗な公園墓地芦屋霊園の建設、近代的設備を誇る市立芦屋病院や私設花原ゴルフ場の開設、さらに独自の屎尿処理施設の完備など、いまや文化都市に真にふさわしい郷土の建設に邁進している。

しかしこの間に起ってきた顕著な現象は、いわゆる赤字問題である。戦後直ちに着手された戦災復旧事業に巨費を要し、ことに学校施設の復旧や六・三制整備は大きな影響を及ぼした。しかも社会情勢の悪化から徴税成績も急激に低下し、市財政は困難なものがあつた。地方制度の改正で、二三年には警察も自治体警察にかわり、一市二村で芦屋組合警察をつくり、消防は同年一市五町村を管する兵庫県芦屋消防署がおかれ、翌年芦屋消防組合

消防として自治体消防となり、ともに二五年芦屋市単独の芦屋市警・芦屋市消防となったが、これら自治体行政の拡充には財政措置が不十分であったので、財政は窮迫の度を加えた。そのため二四年から競馬競輪事業もはじめられ、復興事業、学校・住宅建設等に貢献することとなった。さらに二四年のシャープ勧告による地方制度の改革は市政面を一変させ、また人件費の膨脹、二五年の朝鮮動乱等による物価変動、同年九月三日のジェーン台風の甚大な被害復旧も加わり、以後赤字は急増し、二九年度には累計一億数千万円の赤字を抱えるにいたった。同年の地方制度改革で、自治警は県警に移され、一方税収は約五〇〇〇万円の減少となり、少からず財政に影響を及ぼした。地方制度の改正、都市の行政活動の変化と拡大にともなう赤字の累加は、全国自治体に共通の傾向で、それだけに解決には少からぬ困難をともなっているが、二九年以後、この莫大な赤字解消に努力を傾注して健全財政への一歩を踏みだし、さらに三二年地方財政再建促進特別措置法の適用をうけ、その再建は本格化した。健全財政の固い基礎に立って、本市の理想を実現していくことにのみ、芦屋市の生くべき道があるであろう。

#### 備考

- (1) 芦屋市の現状分析を中心とした、都市の形成と地域の分化、都市の形態、産業の構造、人口の構造、住宅事情の実態、地域の構造と地域性、市民の生活などの諸問題は、とくに章を改め、第五章地域構造と市民生活として詳述することとした。
- (2) 市制施行以後の出来事については、芦屋市史年表に詳しい記事を掲げておいたので参照していただきたい。
- (3) 諸方面にわたる各種統計表などの資料については、芦屋市史史料編第二を見ていただきたい。
- (4) その他参考文献として、市制実施一〇周年記念誌「二〇年のあゆみ」（昭和二五年芦屋市勢要覧）および市制施行一五周年記念「あしや」（昭和三〇年芦屋市勢要覧）などを利用していただきたい。